

～出張報告～

ベトナム・ラオス・カンボジア出張報告

国際協力部教官
須田 大

第1 はじめに

法務省による法制度整備支援活動は、当時、市場経済化への移行に際して法制度整備を急務と位置付けたベトナムから支援要請を受け、1994年にベトナム司法省幹部職員に対する国別研修を実施したことから始まった。その後、1996年には当時の国際協力事業団（現独立行政法人国際協力機構（JICA））による法整備支援プロジェクトが開始され、法務省法務総合研究所は、JICAその他の関係者と緊密に連携し、大学などの他の関係機関とも協力しながら、国内研修、現地におけるセミナー開催、長期専門家の派遣などを行ってきました。また、ベトナム最高人民検察院との間では専門家交換を行い、相互の司法制度に対する理解を深めるとともに、プロジェクトの遂行に必要な知識の獲得等を行ってきた。このような法務省によるベトナムに対する法制度整備支援活動は、民法や民事訴訟法といった基本法令の制定や執務マニュアルの作成など着実に成果を上げており、その活動期間も今年で約20年を迎えた。

そのような中、2012年末、ベトナム司法省から、2013年が日越友好協力関係40周年であることを記念し、法務省法務総合研究所長及びその職員を招へいしたいとの打診があった。これを受けて、司法省を始めとするベトナム側の関係機関の協力があって法制度整備支援活動が順調に進んでいることに対し感謝の気持ちを伝えるとともに、引き続いての協力を要請するため、酒井邦彦法務総合研究所長が、ベ

トナムを訪問することとなった。

そして、ベトナム同様、法務省法務総合研究所は、1996年から開始されたカンボジア、1998年から開始されたラオスでの各法制度整備支援にも、JICA等の関係機関と連携協力しながら、国内研修、現地におけるセミナー開催、長期専門家の派遣などを行ってきたので、この機会に、酒井所長が、ベトナム、カンボジア、ラオスの3か国に赴き、各国の関係機関を訪問することとし、これに小職も同行したものである。

第2 日程

2013年8月25日から同年9月4日まで（移動日を含む）。

《ベトナム訪問》

8月26日 司法省訪問

表彰式参加

4カウンターパート機関とのワーク

ショッップ参加

最高人民裁判所訪問

ベトナム弁護士連合会訪問

8月27日 最高人民検察院訪問

ハイフォン市人民検察院訪問

8月28日 JICAベトナム事務所訪問

在ベトナム日本大使館訪問

《ラオス訪問》

8月29日 司法省訪問

ラオス国立大学訪問

8月30日 最高人民検察院訪問
 最高人民裁判所訪問
 JICA ラオス事務所訪問
 在ラオス日本国大使館訪問
 《カンボジア訪問》
 9月2日 カンボジア弁護士会訪問
 王立法律経済大学訪問
 JICA カンボジア事務所訪問
 9月3日 王立司法学院訪問
 司法省訪問
 在カンボジア日本国大使館訪問

第3 各国での状況等

今回の出張で訪問した3か国では、前記日程記載のとおり、各国で実施しているJICAプロジェクトのカウンターパート機関等への訪問のほか、日本国大使館や現地JICA事務所の訪問を行った。

以下、各国でのプログラムの中で印象に残ったことを紹介したい。

1 ベトナム

(1) 司法省訪問

ハ・フン・クオン司法大臣を表敬訪問し、クオン大臣から日本の支援・協力に対する感謝の言葉と今後も支援協力を継続してもらいたいとの強い希望が述べられ、酒井所長も、これまでの法制度整備支援活動への協力に対する感謝の気持ちを述べ、今後も日越間で共に学び、情報を共有し、発展していくことを希望しており、そのために法務省は尽力すると応じるなど、協力関係を更に強化していく旨が確認された。

また、これまでの法務総合研究所の活動が「日越両国間の研修、効果的な法令の起草に関する協力に積極的に貢献し、ベトナムの司法界の発展に寄与した」との高い評価を受け、法務総合研究所に対し、クオン大臣から表彰状が贈呈された。

そして、約3年6か月間にわたり長期専門家と

してベトナムに派遣され支援協力活動を精力的に行い、ベトナム側から高い評価と信頼を得てきた西岡剛長期専門家（現名古屋地方検察庁検事）に対しても、その功績を称えて司法事業記念勲章が授与された。

この後、場所を移して、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びベトナム弁護士連合会の各代表者とのワークショップが行われ、いずれの代表者からも、日本の支援・協力活動により大きな成果が得られていること、そのことに対する感謝の気持ち、長期専門家の熱心な活動に対する賛辞などが述べられた。



クオン大臣（右）から表彰状贈呈

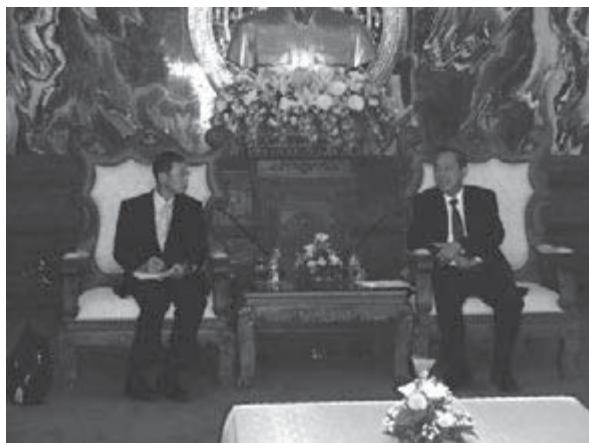


授与後、クオン大臣と握手する西岡前長期専門家（左）

(2) 最高人民裁判所

チュオン・ホア・ビン長官を表敬訪問し、ビン長官からは、本邦研修や専門家の派遣等により実用性の高い成果が得られている旨、日本の法制度

整備支援を高く評価する言葉を頂き、酒井所長も、法制度整備支援を通じて日越の協力関係を推し進めアジアに法の支配が行き渡るように共に協力していきたいと述べた。



ビン長官(右)との会談

(3) ベトナム弁護士連合会

レ・トゥック・AIN会長を表敬訪問し、AIN会長からは、ベトナム弁護士連合会がベトナムの司法制度改革に積極的に関与しており、弁護士の増加、質の向上に努力していることなどに加え、引き続き日本の支援をお願いしたいとの希望が述べられた。酒井所長は、正義の実現には法曹三者がみな力をつける必要があり、貴会の取組はすばらしいと応じ、日本の法務省としてできるだけ協力していきたいなどと述べた。



AIN会長と握手する酒井所長(右)

(4) 最高人民検察院

最高人民検察院では、チャン・コン・ファン副長官を表敬訪問した。

今回の訪問直前である8月4日から8日までの間、最高人民検察院のグエン・ホア・ビン長官一行が来日し、法務総合研究所訪問、谷垣禎一法務大臣表敬、小津博司検事総長表敬などを行い、日本の法務・検察との関係を親密にしていたため、外国出張中で不在の長官に代わってファン副長官から、これまでの支援協力活動に対する感謝の言葉に加えて、日本訪問から帰国したグエン・ホア・ビン長官も日越の検察の交流を深めていきたいとベトナム国内の関係機関に対して表明したとの話があった。



ファン副長官(右)との会談

(5) ハイフォン市人民検察院

ハイフォン市人民検察院では、グエン・ティ・ラン副長官、ブイ・ダン・ズン副長官を中心とするメンバーと会談した。ハイフォン市は、ベトナムに5つある直轄市の一つでありベトナム北部沿岸部の経済の中心地である。ハイフォン市は、現行プロジェクトにおける人民検察院の活動地区に指定されており、2012年12月に実施した本邦研修にも同検察院から6名が参加している。会談では、両副長官の話から、現行プロジェクトや本邦研修が非常に役立っていること、本邦研修での模擬裁判の経験を生かして、近々、同検察院内で模

擬裁判を行う予定であることなどが明らかになり、研修での体験が活用されていることを知ることができた。



ハイフォン市検察院のメンバーと記念撮影

2 ラオス

(1) 司法省

司法省では、チャルーン・イヤパオフー司法大臣を表敬訪問した。

チャルーン大臣は、日本の支援協力活動に対する感謝の気持ち、活動継続に対する強い希望を述べられたほか、ラオスが多数の少数民族を抱えており法の普及の困難性に直面していること、法教育の重要性や法の支配の重要性などについて熱く語られた。



チャルーン大臣（右）との会談

(2) ラオス国立大学

ラオス国立大学では、スッコンセーン・サイニヤルート学長を表敬訪問した。

スッコンセーン学長は、ラオスでは法学教育を抜本的に改革している最中であり、特に、指導者の質の向上、カリキュラム全体や教育サービス全体の質の向上に配慮した教育システムとカリキュラムの改革を実施しているなどと語り、酒井所長も、確固たる方針に基づき教育の抜本改革を実行されていることに敬意を表すると応じた。



スッコンセーン学長（右）との会談

(3) 最高人民検察院

最高人民検察院では、ランシー・シップンファン副長官を表敬訪問した。

ラオスで実施している現行プロジェクトのオフィスは、最高人民検察院の施設内に設置されているところ、ランシー副長官は、副長官御自身が同オフィスに足を向けて長期専門家に質問するなどして活用しているなどという例を挙げて感謝の気持ちを述べられた。ラオスにおいても長期専門家



ランシー副長官（右）との会談

がカウンターパート機関から多大な信頼を勝ち得ていることを実感した。

(4) 最高人民裁判所

最高人民裁判所では、カンパン・シッティダンバー長官を表敬訪問した。

カンパン長官は、2012年の民事訴訟法・刑事訴訟法改正後、JICAの支援により速やかに法律を印刷して全国の裁判所に配布して研修を行うことができたことが国会で高い評価を受けたというエピソードなどを例に挙げ、JICAを主体とする現行プロジェクトへの感謝の気持ちを述べられた。



最高人民裁判所のメンバーと記念撮影
(右から 4 番目がカンパン長官、左から 3 番目が伊藤浩之長期専門家、同 4 番目が中村憲一長期専門家)

3 カンボジア

(1) カンボジア弁護士会

カンボジア弁護士会では、ブン・ホン会長を表敬訪問した。

カンボジア弁護士会の事務所となっている建物は、日本の支援により建設されたもので、建物の半分にはクメールルージュ裁判の資料が保管されているとのことであった。ホン会長の話では、1995年に発足したカンボジア弁護士会は発足時の会員数がわずか30名だったが、今では855名（このうち正規の弁護士は690名のこと）にまで増えたとの話題があり、カンボジア法曹界の発展的一面をうかがい知ることができた。



弁護士会の建物前で記念撮影
(左から 3 番目がホン会長、一番右が嶋貴賢男長期専門家、右から 2 番目が松原禎夫長期専門家)

(2) 王立法律経済大学

王立法律経済大学では、ルイ・チャンナ学長を表敬訪問した。

チャンナ学長からは、カンボジア国内でのワーキンググループによる活動と本邦研修とを上手く取り混ぜて人材育成を行うという現行プロジェクトの手法に対して高い評価を受けるとともに、現行プロジェクトが発展するように学長として協力する旨意強い言葉を頂いた。

また、王立法律経済大学内には、法務総合研究所国際協力部が緊密に連携をとっている名古屋大学の日本法教育センターの施設があり、同センターの施設見学も行った。



チャンナ学長（右）と酒井所長

(3) 王立司法学院

王立司法学院では、チヨーン・プルロン学院長を表敬訪問した。

王立司法学院では、裁判官や検察官の養成教育などを行っているところ、プルロン学院長は、継続的な人材育成を目下の目標としており、同学院を卒業した裁判官・検察官らが再び同学院で教育を受けられるようにすることを計画していること、そのために同学院の教官のレベルアップを図る必要があることなどを述べられた。



会談後、学院長（右端）と握手する酒井所長

(4) 司法省

司法省では、アン・ウォン・ワッタナ大臣を表敬訪問した。

会談の中、ワッタナ大臣からは、日本の専門家がカンボジアの民法と民事訴訟法の起草支援を行うに当たり、カンボジアの文化・社会まで踏み込



ワッタナ大臣（右端）との会談

んで理解し、カンボジア側の需要を聞き入れ、真にカンボジアのためになる法律を起草してくれたとの感謝の言葉があり、酒井所長も、国の根幹となる民法・民事訴訟法を共に研究して起草したことは日本にとっても役立つ貴重な経験であったと応じた。

第4 終わりに

今回、酒井所長と共に、法務省が携わる法制度整備支援の主要国といえるベトナム・ラオス・カンボジアの3か国を訪問し、それぞれの国で行われているJICAプロジェクトのカウンターパート機関を訪問してお話を伺い、いずれの機関からも、支援内容と成果に対して非常に高い評価の言葉を頂いた。そして、その高い評価は、法務省が法制度整備支援を行うに当たって心に留めていること、すなわち、相手国の主体性・自主性というオーナーシップを尊重し、相手国歴史、文化、社会に適合したテーラーメイドの法制度を整備すること、その法制度が機能するために法制度の執行と運用のための体制整備や法律家の人材育成なども行うことを支援協力活動の中で実践していることに対するものであり、我々の売りとするところを十分に理解してもらえていていることを実感した。また、同時に、支援協力活動の相手方である各国のカウンターパート機関が、自らの国の法制度が抱える問題点を真摯に受け止め、それを解決するための方策を自らの手で考え出そうとひたむきに努力し主体的に活動を行っていることも肌身に感じることができた。

法務省が行う法制度整備支援の売りとするところを十分に理解してくれた上で、パートナーと一緒に協力して活動を続けているのであるから、ベトナム・ラオス・カンボジアにおいては、今後もめざましい成果をあげていくことができるものと確信し、そのための全面的な協力を今後も続けることを改めて決意した次第である。

最後になるが、今回の出張に当たっては、各カウンターパート機関との調整等の関係で3か国のJICA事務所の方には多大なお力添えを頂き、プロジェクト・オフィスの方々、日本国大使館の方々、JICA、外務省の方々にも各種の御協力を賜った。特にラオスでは、日本国大使館の磯正人公使及び浅田義教氏に、カンボジアではJICAカンボジアの平田仁次長（現JICA本部財務部次長）に、一部のプログラムに同行いただき、御協力いただいた。また、3か国の長期専門家の方々には現地活動の具体的な情報を教えていただくとともにプログラムに同行していただいた。そしてVU THI HONG MINH氏、川村仁氏、山崎幸恵氏には長時間にわたり通訳の労を執つていただいた。御協力いただいた多数の関係者の方々に改めて御礼を申し上げたい。

以上